

令和6（2024）年度「柏崎ふるさと応縁基金」応縁事業者募集要項

1 趣旨

本市では、ふるさと納税制度（以下「本制度」という。）を通じて、本市とつながる多くの皆さまとの「縁」を大切にすることに重点を置き、「柏崎ふるさと応縁基金事業」として積極的な取組を行っています。

本制度を活用し、返礼品を提供する「応縁事業者」の皆さんを募集します。

2 目的

「柏崎ふるさと応縁基金事業」を通じて、本市の魅力を広く発信していくこと及び寄附者に対して返礼品を送付することで、将来的には地域産業の活性化につなげること。

3 メインターゲット

人口減少と少子高齢化が同時進行する中、将来にわたって活力あるまちづくりを進めていく上では、「若い世代」に選ばれることが非常に大切です。

また、本制度を通じて柏崎を応援したいと思う方々とのつながりをつくり、関係人口を創出することが、今後のまちづくりを進める上では重要な視点と考えています。

4 応縁事業者となっていただくこと（メリットなど）

- (1) ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）等へ返礼品や事業者情報（返礼品名、事業者名、返礼品の魅力、事業者の思い等）を掲載することができます。
- (2) 寄附者への返礼品発送時に、事業者のパンフレットなどを同封し、自社商品などのPRや販売促進につなげることができます。

5 事業の実施について

本市は平成27（2015）年度から、「柏崎ふるさと応縁基金事業」の業務を中間事業者又はポータルサイト運営事業者（以下「中間事業者等」という。）に委託しており、ポータルサイトへの掲載に係る商品ページの作成及び返礼品の発注や支払は中間事業者等が行っています。

6 応縁事業者の要件

次の条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 原則、本社（本店）・支社（支店）・事業所・工場等の生産拠点が柏崎市内にある、又は柏崎市内で役務の提供を行う法人・団体、個人事業者であること。
- (2) 納期到来分の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) 中間事業者等からの発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送作業が行える体制が整っていること。必要に応じて組織体制などを明示できること。
- (5) その他本市又は中間事業者等からの要請に対して、誠実かつ迅速に対応できること。

7 返礼品の要件

(1) 基本要件

柏崎ふるさと応援基金の返礼品は、本市の特産品や魅力を伝えられる商品・サービス又は本市のPRにつながる商品・サービスで、かつ、地場産品に該当するもの（注1）とします。

なお、換金性の高いものや金額の記載のある優待券等は、認めません。

注1) 地場産品に該当するものについては、参考資料1「地場産品類型」（地場産品基準のうち該当する類型）をご参照ください。

(2) 詳細要件

ア 返礼品は単品、詰め合わせ（複数の協力者によるものも可）のいずれも可とします。

イ 返礼品は、通年で提供が可能なものでも、期間限定のものでも可とします。

ウ 中間事業者等指定の宅配業者から配送が可能な商品を対象とします。

エ 飲食物の場合は、原則として寄附者に対し発送から1週間以上の消費期限・賞味期限が保証される商品を対象とします。

オ その他各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとします。

カ 体験・来訪等により、実際にふるさとを感じてもらえるようなサービスや、定期便なども対象とします。

(3) 返礼品の価格設定について

商品の価格は、商品代、消費税、梱包代、詰め合わせに係る手数料等必要経費を全て含めて設定してください。

寄附金額は、商品提供価格に応じて柏崎市が決定します。寄附金額に対して商品価格が3割以下となるように設定します。なお、送料は別途柏崎市が負担します。

(4) 提案商品数

提案いただく返礼品の数に制限はありません。

(5) 商品提供開始時期

採用決定後、約1か月後を目途にポータルサイトに掲載し、申込受付を開始します。提案数が多い場合には、さらにお時間を要する場合があります。

8 ポータルサイト等への掲載について

ポータルサイトへは原則全商品を掲載します。旬の返礼品など、個数及び季節が限定されるものについては、ポータルサイトを限定して掲載する場合があります。

なお、ポータルサイト掲載にあたっては、地場産品に該当するものかつポータルサイト運営会社が指定する条件を満たす必要があります。条件を満たさない場合は掲載ができません。

9 申込方法等

(1) 応援事業者登録・返礼品提案

以下の3点を提出してください。

- ① 柏崎ふるさと応援基金応援事業者申込書（令和5（2023）年度以前に事業者登録をしていない場合）
- ② 柏崎ふるさと応援基金返礼品提案書（複数のご提案をいただく場合は、返礼品1商品につき1枚提案書を作成してください。）
- ③ 商品の画像（横長サイズ、データ形式はJPEGデータとし、1MB～2MB程度のもの）

- ・内容量の分かる写真【必須】
- ・商品のイメージ写真【必須】（食品の場合は調理後の写真など）
- ・食品表示箇所の写真【食品の場合必須】
- ・商品の梱包写真

※市・中間事業者等が提供いただいた画像に、断りなしに加工（補正・トリミング・文字入れ等）を行う場合がございます。

※事業内容が分かる資料（会社パンフレット等）を提出していただく場合がございます。

※掲載写真のポイントについては、参考資料2をご参照ください。

※その他、ご不明な点をご相談ください。

(2) 申込期間

通年で、随時受け付けております。

10 応募事業者及び返礼品の選考

(1) 選考方法

応援事業者及び返礼品の選考は、提出された申込書・提案書に基づき、本要項の要件に沿って、柏崎市が中間事業者等の意見やこれまでの実績、寄附者からのご意見等を参考にしながら行います。その際、必要に応じてサンプルとして現物提供を依頼する場合があります。

(2) 結果通知

本市への寄附金に対する返礼品として適当であるか判断し、その結果を事業者に対して文書で通知します。

11 個人情報の保護

応募事業者は、この事業を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報に関する法令及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して下さい。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないでください。

12 その他留意事項

(1) 届出義務

次のいずれかに該当するときは、市又は中間事業者等まで速やかに届け出なければなりません。

- ア 在庫不足等により商品の発送が困難になる恐れが生じたとき。
- イ 商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき。
- ウ 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- エ 商品に関して、寄附者から苦情があったとき。
- オ 商品の内容（価格・内容量）が変更になる恐れが生じたとき。
- カ その他申込書等の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 応募事業者及び返礼品提供の承認の取消

次のいずれかに該当した場合は、予告なく承認を取り消す場合があります。

- ア 申込書の記載内容に虚偽があったとき。
- イ 返礼品内容及び事業者が本要項の要件を満たさなくなったとき。

- ウ その他本市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- エ 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- オ 上記のほか、本市が応募事業者として不適切と判断した場合。

(承認の取消しに該当する例)

- ・必要な届け出をしない。
- ・必要時に連絡がとれない。
- ・請求書等の書類を期日までに提出しない。
- ・発送作業等が中間事業者等の指示どおりに行える体制が整っていない。
- ・国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断された。

(3) その他

- ア 提出した提案書及び添付書類等は、返却しません。
- イ 提案書の提出に伴い発生する諸費用は、各事業者で負担してください。
- ウ 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- エ イベントやメディアからの取材に対し、本市からの要請があった際に取材の対応や返礼品のサンプルの無償提供等を依頼する場合があります。
- オ 返礼品の提供に係る問合せ、事故及びトラブル（配送トラブルを含む。）等が生じた場合に対応が可能な緊急連絡先を報告していただきます。
- カ 事業者の過失により商品の不備や誤配送があった場合、再送等に係る費用は、事業者で負担していただきます。
- キ 商品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。
- ク さとふる経由の返礼品発送時は、金額が記載されているパンフレット等を同封できません。

お問い合わせ・提出先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
柏崎市役所 総合企画部元気発信課移住定住促進係
TEL : 0257-47-7333 FAX : 0257-23-5112
E-mail : furusato-staff@city.kashiwazaki.lg.jp